

第百三十六回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第 八 号

平成八年四月二十五日(木曜日)
午前九時五十二分開議

出席委員

委員長 辻 一彦君

理事 武部 勤君

理事 村田 吉隆君

理事 古賀 敬章君

理事 赤松 広隆君

理事 衛藤 晟一君

理事 佐藤 静雄君

理事 林 幹雄君

理事 江崎 鐵磨君

理事 実川 幸夫君

理事 東 順治君

理事 寺前 巖君

出席國務大臣

運輸大臣 龜井 善之君

出席政府委員

運輸大臣官房総務審議官 相原 力君

運輸省自動車交通局長 山下 邦勝君

委員外の出席者

運輸委員會調査室長 小立 諦君

委員の異動

四月二十二日

辞任

衛藤 晟一君

補欠選任

野呂田芳成君

柴野たいぞう君

同日

辞任

野呂田芳成君

補欠選任

星野 行男君

同日

辞任

野呂田芳成君

補欠選任

星野 行男君

同月二十五日

辞任

橋 康太郎君

志位 和夫君

同日

辞任

蓮実 進君

寺前 巖君

補欠選任

橋 康太郎君

志位 和夫君

同月二十三日

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八〇号)

同月十二日

ハイヤー・タクシー事業の健全な発展のための

適切な事業規制に関する請願(秋葉忠利君紹介)

(第一七五〇号)

同(井上一成君紹介)(第一七五一号)

同(池端清一君紹介)(第一七五二号)

同(石井智君紹介)(第一七五三三三)

同(遠藤登君紹介)(第一七五四四)

同(加藤万吉君紹介)(第一七五五五)

同(小林守君紹介)(第一七五六六)

同(佐々木秀典君紹介)(第一七五七七)

同(田口健二君紹介)(第一七五八八)

同(野坂浩賢君紹介)(第一七五九九)

同(山下八洲夫君紹介)(第一七六〇〇)

同(赤松広隆君紹介)(第一八二九号)

同(秋葉忠利君紹介)(第一八三〇号)

同(池端清一君紹介)(第一八三一三)

同(石井智君紹介)(第一八三三三)

同(緒方克陽君紹介)(第一八三三三)

同(大島章宏君紹介)(第一八三四四)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一八三五五)

同(小林守君紹介)(第一八三六六)

同(左近正男君紹介)(第一八三七七)

同(佐々木秀典君紹介)(第一八三八八)

同(田口健二君紹介)(第一八三九九)

同(田中昭一君紹介)(第一八四〇〇)

同(野坂浩賢君紹介)(第一八四一一)

同(山健健治郎君紹介)(第一八四二二)

同(村山富市君紹介)(第一八四三三)

同(山下八洲夫君紹介)(第一八四四四)

同月十六日

ハイヤー・タクシー事業の健全な発展のための

適切な事業規制に関する請願(秋葉忠利君紹介)

(第一八八五五)

同(池端清一君紹介)(第一八八六六)

同(石井智君紹介)(第一八八七七)

同(今村修君紹介)(第一八八八八)

同(緒方克陽君紹介)(第一八八九九)

同(大島章宏君紹介)(第一八九〇〇)

同(小林守君紹介)(第一八九一一)

同(奥石東君紹介)(第一八九一二)

同(左近正男君紹介)(第一八九一三)

同(佐々木秀典君紹介)(第一八九一四)

同(田中恒利君紹介)(第一八九一五)

同(中村正男君紹介)(第一八九一六)

同(山健健治郎君紹介)(第一八九一七)

同(森井忠良君紹介)(第一八九一八)

同(山元勉君紹介)(第一八九一九)

同(五十嵐広三君紹介)(第一八九二〇)

同(今村修君紹介)(第一八九二一)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一八九二二)

同(小林守君紹介)(第一八九二三)

同(奥石東君紹介)(第一八九二四)

同(佐々木秀典君紹介)(第一八九二五)

同(佐藤観樹君紹介)(第一八九二六)

同(中村正男君紹介)(第一八九二七)

同(永井哲男君紹介)(第一八九二八)

同(山健健治郎君紹介)(第一八九二九)

同(前島秀行君紹介)(第一九六二二)

同(松前仰君紹介)(第一九六三三)

同(三野優美君紹介)(第一九六四四)

同(森井忠良君紹介)(第一九六五五)

同(五十嵐広三君紹介)(第二〇〇六六)
同(今村修君紹介)(第二〇〇六七)
同(岡崎トミ子君紹介)(第二〇〇六八)
同(小林守君紹介)(第二〇〇六九)
同(奥石東君紹介)(第二〇〇七〇)
同(佐々木秀典君紹介)(第二〇〇七一)
同(佐藤観樹君紹介)(第二〇〇七二)
同(中村正男君紹介)(第二〇〇七三)
同(永井哲男君紹介)(第二〇〇七四)
同(山健健治郎君紹介)(第二〇〇七五)
同(前島秀行君紹介)(第二〇〇七六)
同(松前仰君紹介)(第二〇〇七七)
同(松本龍君紹介)(第二〇〇七八)
同(三野優美君紹介)(第二〇〇七九)
同(森井忠良君紹介)(第二〇〇八〇)
同(横光克彦君紹介)(第二〇〇八一)
同月二十五日
ハイヤー・タクシー事業の健全な発展のための
適切な事業規制に関する請願(網岡雄君紹介)
(第二〇六四号)
同(五十嵐広三君紹介)(第二〇六五五)
同(佐々木秀典君紹介)(第二〇六六六)
同(佐藤観樹君紹介)(第二〇六七七)
同(坂上富男君紹介)(第二〇六八八)
同(永井哲男君紹介)(第二〇六九九)
同(野坂浩賢君紹介)(第二〇七〇〇)
同(早川勝君紹介)(第二〇七〇一)
同(細谷治通君紹介)(第二〇七〇二)
同(前島秀行君紹介)(第二〇七〇三)
同(松前仰君紹介)(第二〇七〇四)
同(松本龍君紹介)(第二〇七〇五)

同(三野優美君紹介)(第二〇七六号)
同(山崎泉君紹介)(第二〇七七号)
同(網岡雄君紹介)(第二〇九六号)
同(五島正規君紹介)(第二〇九七号)
同(坂上富男君紹介)(第二〇九八号)
同(早川勝君紹介)(第二〇九九号)
同(松本龍君紹介)(第二一〇〇号)
同(山崎泉君紹介)(第二一〇一号)
同(大出俊君紹介)(第二一四一号)
同(五島正規君紹介)(第二一四二号)
同(田中恒利君紹介)(第二一四三号)
同(山崎泉君紹介)(第二一四四号)
同(石橋大君紹介)(第二一六二号)
同(岩田順介君紹介)(第二一六三号)
同(田中恒利君紹介)(第二一六四号)
同(岩田順介君紹介)(第二一七九号)
同(佐藤泰介君紹介)(第二一八〇号)
同(佐藤泰介君紹介)(第二二二二号)
は本委員会に付託された。

四月十二日

北陸新幹線の整備促進に関する陳情書(富山市新越曲一の七富山県議会内千田稔(第二〇五号))
外航海運産業に対する国家支援措置の確立に関する陳情書外一件(長崎市江戸町二の一三長崎県議会内吉住重行外一名)(第二〇六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六〇号)

○辻委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、自動車ターミナル法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を求めます。亀井運輸大臣。

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○亀井運輸大臣 ただいま議題となりました自動車ターミナル法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

自動車ターミナル法は、昭和三十四年に制定されて以来、自動車運送事業の発展を支える基盤施設として自動車ターミナルの整備を促進し、自動車輸送網の健全な拡大、発展に大きく寄与してきたところであります。

しかしながら、近年、自動車運送事業の輸送網の中心において、需要に見合った自動車ターミナルの設置に必要な用地を確保することが困難になってきております。一方、高速バスや空港アクセスバスの充実等バス輸送の多様化が進展し、また、物流につきましても連絡運輸、共同運行等の輸送の効率化の動きが活発化してきており、これに伴い、自動車ターミナルの施設に求められるニーズも多様化してまいります。また、都市内における道路交通混雑も深刻化し、事業用自動車の停留場所を道路外に集約化する自動車ターミナルの役割に対する新たな期待も高まってきているところであります。

このような状況の変化を踏まえまして、自動車ターミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、使用料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進するため、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、自動車ターミナル事業の参入規制を免許制から許可制とし、安全性を含めた自動車ターミナルに求められる機能を確保する観点から定められた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、自動車ターミナルの位置が輸送網の中心で

あるか否か、規模が当該地区の輸送量に対して適切なものであるか否か等についての審査を廃止することとしております。

第二に、自動車ターミナル事業の事業運営上の規制につきましても、工事施行の認可を廃止し、使用料金の設定または変更について認可制から届け出制とする等、簡素化することとしております。

第三に、自動車運送事業者がみずからの事業のために設置する専用自動車ターミナルにつきましても規制を簡素化する等、所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○辻委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十五分散会

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案

自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第十四条」に、

専用自動車ターミナル(第二十五条)を「第三章 自動車ターミナル」に、

雑則(第三十一条)を「第三章 自動車ターミナル」に、

罰則(第四十条)を「第三章 自動車ターミナル」に、

雑則(第三十一条)を「第三章 自動車ターミナル」に、

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、自動車ターミナル事業の適正な運営を確保すること等により、自動車運送事業者及び自動車ターミナルを利用する公衆の利便の増進を図り、もって自動車運送の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二条 第一項中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の」を「貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百八十三号)の」及び「(特別積合せ貨物運送をするものに限る。以下同じ。)」を削り、同条中第五項を第八項とし、第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律で「専用バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該一般乗合旅客自動車運送事業の用に供することを目的として設置したバスターミナルをいう。

第二条 第三項中「専用自動車ターミナル以外の自動車ターミナルをいう」を「専用自動車ターミナル」とはを削り、「をいう」を「以外の自動車ターミナルをいう」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「積卸し」を「積卸し」に改め、同項を同条第四項とする。

2 この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいう。「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

3 この法律で「一般貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百八十三号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)をいう。

3 この法律で「(事業の許可)」に改め、同条中「免許を許可」に改める。

第四条の見出しを「(許可の申請)」に改め、同条第一項中「自動車ターミナル事業の免許」を「前条の許可」に、「次の」を「運輸省令で定めるところにより、次に掲げる」に改め、同項中第四号及び第

五号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第四号第二項中「一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他を、事業計画書その他の」に、「添附を添付」に改める。

第五号の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「自動車ターミナル事業の免許を、第三号の許可」に改め、同項第一号中「終り」を「終わり」に改め、同項第二号中「免許」を「許可」に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条とする。

第六号及び第七号を次のように改める。

(許可の基準)

第六号 運輸大臣は、第三号の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 当該一般自動車ターミナルの位置、構造及び設備が政令で定める基準に適合するものであること。

二 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

(使用料金)

第七号 第三号の許可を受けた者(以下「自動車ターミナル事業者」という)は、使用料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができ、一 使用者が当該一般自動車ターミナルを使用することを著しく困難にするおそれがあると

き。

二 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものであるとき。

第八号から第十三号までを削る。

第十四号第一項中「第六号第二項」を「第六号第一号」に改め、「技術上の」を削り、同条を第八号とする。

第十五号を削る。

第十六号第一項中「差別的取扱」を「差別的取扱」に改め、同条を第九号とする。

第十七号の見出しを「(氏名等の変更)」に改め、同条中「一般自動車ターミナルの名称を変更したときは、運輸省令で定めるところにより」を「第四号第一項第一号の事項又は一般自動車ターミナルの名称に変更があつたときは、遅滞なく」に改め、同条を第十号とする。

第十八号を削る。

第十九号の見出しを「(位置、規模、構造又は設備の変更)」に改め、同条第一項中「一般自動車ターミナルの」の下に「位置、規模、」を加え、「認可」を「許可」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、構造又は設備の変更であつて運輸省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

第十九号第二項を次のように改める。

2 前項の許可については、第六号(構造又は設備の変更にあつては、同条第一号及び第三号を除く)の規定を準用する。

第十九号第三項中「事項に係る構造又は設備の」を削り、同条を第十一号とする。

第二十号及び第二十一号を削る。

第二十二号の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に、「譲受を「譲受け」に改め、同条第二項中「及び次条第二項」を削り、同条第三項中「第五号第一項第四号及び第二項」を「第五号及び第六号第三号」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に改め、同条を第十二号とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業の休止及び廃止)

第十三号 自動車ターミナル事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十三号を削る。

第二十四号の見出しを「(許可の取消し)」に改め、同条各号列記以外の部分中「免許」を「第三号の許可」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、「免許」を削り、「附した」を「付した」に改め、同条第二号中「第五号第二項各号」を「第五号各号」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条を第十四号とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 専用バスターミナル

第二十五号及び第二十六号を削る。

第二十七号中「第十三号、第十四号及び第十六号」を「第八号及び第九号」に、「専用自動車ターミナル」を「専用バスターミナル」に、「自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条を第十六号とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(確認)

第十五号 専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者は、その構造及び設備が第六号第一号の政令で定める基準(位置に係るものを除く)に適合するものであることについて運輸大臣の確認を受けなければ、その使用を開始してはならない。当該専用バスターミナルの構造又は設備を変更した場合(運輸省令で定める軽微な変更の場合を除く)についても、同様とする。

第二十八号を削る。

第四章を削り、第五章の章名を削る。

第三十一号中「自動車ターミナルの設置(第三号の免許又は第二十九号第一項の規定による指示に係るものに限る。)」及び第二十九号第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善を「第三号の許可に係る一般自動車ターミナルの設置」に改

め、同条を第十七号とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第三十二号の見出しを「(許可等の条件)」に改め、同条第一項中「免許」を削り、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「最少限度」を「最小限度」に改め、同条を第十八号とする。

第三十三号から第三十五号までを削る。

第三十六号の見出し中「意見徴取」を「意見聴取」に改め、同条第一項中「第十八号第一項、第二十九号第一号又は第二十九号第一項」を「又は第二十九号第一項(位置又は規模の変更に係る部分に限る。次項において同じ。)」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「第十八号第一項又は第二十九号第一項」を「又は第二十九号第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条を第十九号とする。

第三十七号を第二十号とし、第三十八号を第二十一号とし、第三十九号を第二十二号とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章 罰則

第二十三号 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三号の規定に違反して自動車ターミナル事業を経営した者

二 第十一号第一項の規定により許可を受けてしななければならない事項を許可を受けなかった者

三 第十五号の規定に違反して専用バスターミナルの使用を開始した者

第六章の章名及び第四十号から第四十二号までを削る。

第四十三号中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第七号第一項の規定による届出をしないで料金を収受した者

第二十一条第一項を「第七條第二項、第八條第三項第十六條において準用する場合を含む。」又は第九條第二項第十六條において準用する場合を含む。」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして自動車タミナル事業を休止し、又は廃止した者

第四十三條第四号を削り、同条第五号中「第三十九條第一項を」第二十二條第一項に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第三十九條第二項を」第二十二條第二項に改め、同条を同条第五号とし、同条を第二十四條とする。

第四十四條中「第四十條から前条まで」を「前二條に」「罰金刑を刑に改め、同条を第二十五條とし、同条の次に次の一條を加える。

第二十六條 第十條、第十一條第三項又は第十二條第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十五條を削る。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の自動車タミナル法(以下「旧法」という。)第三條の免許を受けている一般自動車タミナルのうち、旧法第八條第一項(旧法第十八條第三項において準用する場合を含む。又は旧法第九條第一項の規定による検査に合格しているもの(旧法第十九條第一項の規定による認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしてあるものを含む。))は、この法律による改正後の自動車タミナル法(以下「新法」という。)第三條の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三條の免許を

受けている一般自動車タミナル(前項に規定するものを除く。)は、次條の規定による確認を受けたときは、新法第三條の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第四條第一項の免許の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第四條の許可の申請とみなす。

第三條 運輸大臣は、前条第二項の一般自動車タミナルについて、運輸省令で定めるところにより、当該一般自動車タミナルが新法第六條第一号の政令で定める基準に適合することについて確認を行う。

第四條 この法律の施行の際現に旧法第十一條第一項の認可を受けている使用料金は、新法第七條の規定により届け出た使用料金とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十一條第一項の使用料金の認可の申請は、新法第七條の規定によりした届出とみなす。

第五條 この法律の施行前に旧法第二十三條第一項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第二十六條の規定による検査に合格している専用バスタミナル(構造又は設備の変更に係る旧法第二十五條第二項の規定による届出(位置又は規模の変更を伴うものを除く。))をしてあるものを含む。は、新法第十五條の確認を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十六條の規定による検査の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十五條の規定による確認の申請とみなす。

第七條 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、附則第二條から前条までに規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第八條 この法律の施行前にした行為及び附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)
第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一十條の三十四第三項第二十三号中「第二條第四項を」第二條第六項に改める。

(土地収用法の一部改正)
第十一條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第九号の二中「免許を」許可に改める。

(道路交通事業抵当法の一部改正)
第十二條 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「事業区域若しくは一般自動車タミナルを」若しくは「事業区域」に改め、「許可の失効」の下に「(自動車タミナル事業にあつては、事業単位に属する一般自動車タミナルの全部についての許可の失効)を加える。

第十八條第一項中「第五條第二項各号」を「第五條各号」に改める。

(地価税法の一部改正)
第十三條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号ハ中「第二條第三項」を「第二條第五項」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
第十四條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百

五十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第四十号の三を次のように改める。
四十の三 自動車タミナル事業に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をすることに。
第六條第一項中第十一号の七を削り、第十一号の八を第十一号の七とする。

理 由

近年の旅客輸送の利便性の向上及び物流の効率化の要請に対応し、自動車タミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより自動車タミナル事業者による多様なサービスの提供を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。